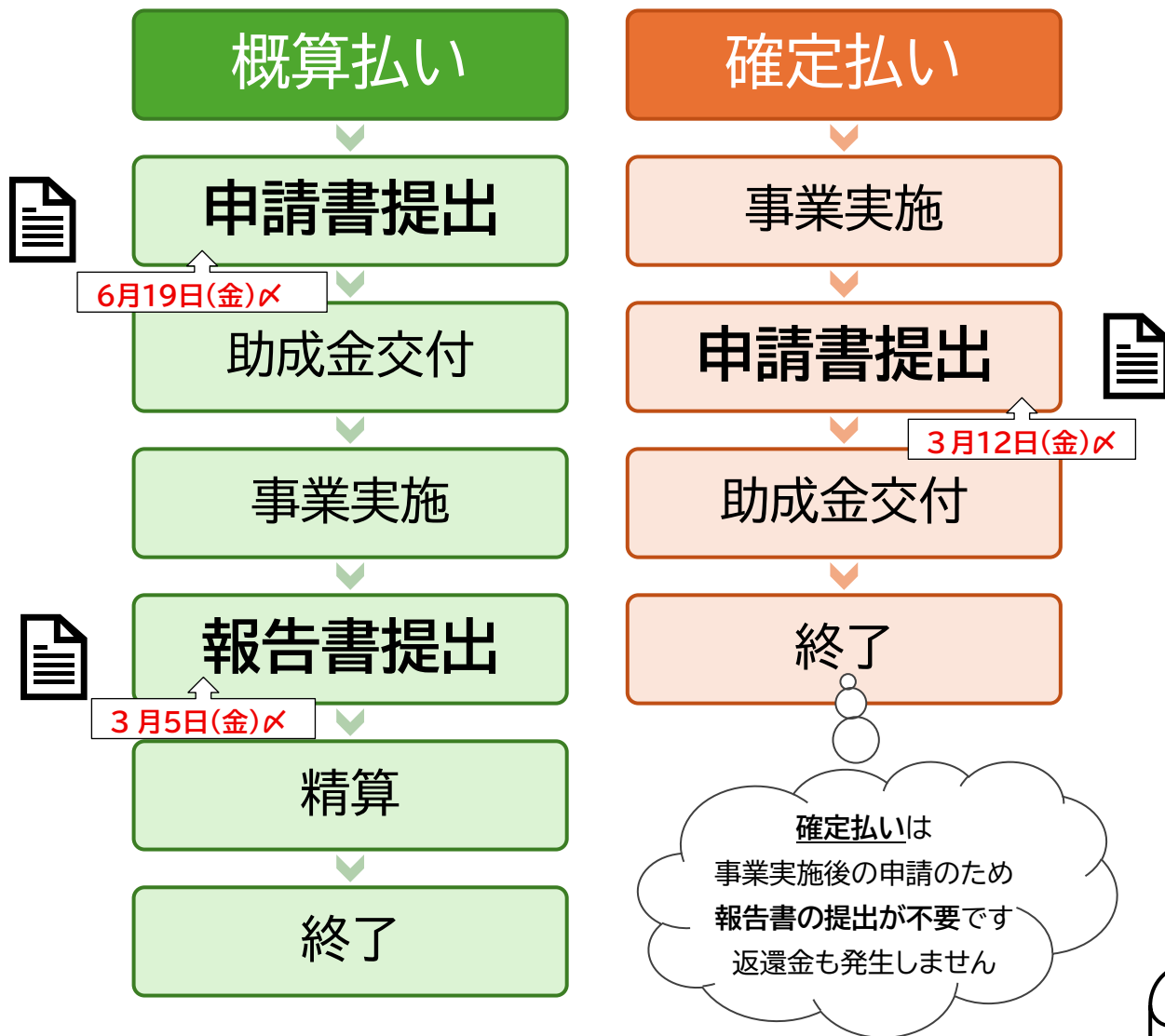


令和8(2026)年度

町会・自治会 公益活動推進助成制度

# 助成金申請の手引



## ～申請書について～

中野区のホームページより Excel データをダウンロードしてください。

🔍 「[中野区 町会・自治会 公益活動推進助成制度](#)」と検索いただくか  
右の二次元コードからアクセスできます 🇯🇵 🇯🇵

(<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/kurashi/chiiki/cyoukai/joseikin.html>)



ホームページからのダウンロードが難しい場合は、メールでデータをお送りします。  
紙の申請書をご希望の方には、個別に郵送いたしますので、担当までご連絡ください。

【担当】 地域自治推進係 山本・小高  
03-3228-8921

[tiikijiti@city.tokyo-nakano.lg.jp](mailto:tiikijiti@city.tokyo-nakano.lg.jp)

# 目次

1. 「中野区町会・自治会公益活動推進助成金」とは.....	1
2. 助成金の種類と限度額.....	1
3. 助成金交付までの流れ(助成金交付の方法が選べます).....	2
4. 助成金【概算払申請】申請方法と一連の流れ.....	3
5. 助成金【確定払申請】申請方法と一連の流れ.....	5
6. 助成対象となる経費例.....	6
7. 助成対象外となる経費.....	7
8. 申請書の記入例.....	8
9. 領収書の記載例(領収書は提出不要).....	12

## 1. 「中野区町会・自治会公益活動推進助成金」とは

町会・自治会は地縁に基づく住民の自治組織として、長年にわたり行政と協力しながらさまざまな公益的な活動を続けてくださっています。その活動は、地域情報の伝達(回覧板、掲示板など)や親睦行事だけではなく、防災や防犯、交通安全、福祉活動、古紙などの集団回収(リサイクル活動)と多様な広がりを持ち、地域におけるコミュニティの中心的な役割を担っています。

そこで区では、町会・自治会が行う公益的な活動に対して助成を行ない、その活動の一層の推進を図ることにより、ともに協力し、支えあいの精神に満ちた住みよい地域社会の実現を目指しています。

## 2. 助成金の種類と限度額

### (1) 助成金の種類

限度額	世帯数 × 210 円		+	10万円
助成金の種類	①地域自治活動助成金	②区政協力活動助成金		③加入促進及び地域交流促進活動助成金
詳細	交通安全、防災、防犯・防火、福祉ボランティア、公益的な活動の助成金	びん・缶回収への協力活動、広報物の回覧・掲示板等への区政情報の連絡周知活動の助成金		町会・自治会への加入を促す活動に使える助成金
助成額	「限度額」－②区政協力活動対象経費の10分の10の額	びん缶回収: 1,440円×拠点数 区広報協力: 60円×世帯数		対象経費の10分の10の額

### (2) 助成金の限度額

助成金の限度額は、当該町会・自治会の区域の世帯数に210円を乗じて得た額とします。

町会・自治会毎の限度額は、この手引きの後ろにある別表(助成額一覧)をご覧ください。

区域内の世帯数が500世帯以下の町会・自治会は、次の基準より下限額を定め、助成しております。

・300世帯以下 の町会・自治会	78,000円
・301世帯以上500世帯以下 の町会・自治会	105,000円

### 3.助成金交付までの流れ(助成金交付の方法が選べます)

事業実施前に助成金の受け取り  
【申請書と報告書】の提出

がいさんばらい  
概算払申請



助成金交付申請書等  
書類一式提出

▼ 6月19日(金)

交付決定通知発送



助成金交付



事業実施



(事業中止・変更申請)



実績報告書提出

▼ 3月5日(金)✕

確定通知発送



(返金)

事業実施後に助成金の受け取り  
【申請書】のみ提出

確定払申請

「確定払い」申請なら  
事前申請手続きが不要！



事業実施



(事業が終わり次第)  
助成金交付申請書等一式  
提出



▼ 3月12日(金)✕

交付決定(確定)通知発送



助成金交付

## 4. 助成金【<sup>がいさんばらい</sup>概算払申請】申請方法と一連の流れ

助成金の「概算払申請」とは、事業を実施する前に助成金の交付を受けられる申請方法です。

概算払を利用する場合は、事前に申請書や計画書の提出が必要です。事業実施後には実施報告書を提出していただき、助成金が余った場合には返金が必要となります。

### (1) 事前申請

#### <申請方法>

#### 1. 電子申請(メールで申請)



申請書類一式(Excel 様式)は、区ホームページに掲載しています。

Excel には自動計算式が入力されているため、細かな計算は不要です。

必要項目を入力後、地域自治推進係あてにメール添付でご提出ください。

※ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

#### 2. 電子申請による提出が難しい場合



窓口申請(区役所4階窓口 地域自治推進係または区民活動センター運営委員会事務局)

①～③の申請書等一式をご記入いただき、紙でご提出ください。

	電子申請(メール) <a href="mailto:tiikijiti@city.tokyo-nakano.lg.jp">tiikijiti@city.tokyo-nakano.lg.jp</a>	窓口申請(紙) 今年度の様式を使用してください。
提出書類	中野区ホームページから Excel をダウンロード 🔍「 <a href="#">中野区 町会・自治会 公益活動推進助成制度</a> 」 と検索	①助成金交付申請書(第1号様式) ②事業等計画書 ③請求書兼支払金口座振替依頼書 *通帳のコピー添付をお願いします。
期限	2026年6月19日(金曜日) ※申請期限に間に合わない場合は、ご連絡ください。	

### (2) 交付決定通知書の交付

提出書類を区で内容審査し、「助成金交付決定通知書」を発送します。

助成金交付決定通知書の発送後、約4週間を目安に各町会・自治会の口座に助成額が振り込まれます。

### (3) 事業の中止・変更

助成金交付後に申請書に記入した事業内容を変更または中止し、別の事業に助成金を使用する場合、変更申請の書類の提出が必要となります。

当初予定した事業の変更等が決まりましたら、事業の実施前に地域自治推進係へご連絡ください。

#### (4)実績報告書の提出

原則、令和8年3月5日(金)までに、下記⑤～⑦の書類を提出していただきます。なお、実績報告書類作成の手引き及び書類一式については令和8年2月頃の配付を予定しています。

##### 《注意》

※町会において保管する領収書は以下を満たしている必要がありますのでご注意ください。

- ・領収書やレシートの宛名が申請書に記載の町会・自治会名となっているかご確認ください。
- ・日付が令和7年4月1日～令和8年3月31日となっているかご確認ください。

##### <申請方法>

###### 1. 電子申請(メールで申請)



概算払申請で使用した Excel データを継続してご活用ください。

###### 2. 電子申請が難しい場合



窓口申請(区役所4階窓口 地域自治推進係または区民活動センター運営委員会事務局)

④～⑥の報告書等一式をご記入いただき、紙でご提出ください。

	電子申請(メール)	窓口申請(紙)
	<a href="mailto:tiikijiti@city.tokyo-nakano.lg.jp">tiikijiti@city.tokyo-nakano.lg.jp</a>	今年度配布するものを使用してください。
提出書類	概算払申請で使用した Excel データを継続してご活用ください。 ※実績報告書から電子申請を希望の町会は、地域自治推進係へご連絡ください。	④助成金実績報告書 ⑤事業等報告書 ⑥精算書
保管書類	領収書(令和12年3月末まで保存・保管が必要です。)	
注意事項	・領収書やレシートの宛名が申請書に記載の町会・自治会名となっているかご確認ください。 ・日付が令和7年4月1日～令和8年3月31日となっているか。	
期限	2027年3月5日(金曜日) ※期限に間に合わない場合は、ご連絡ください。	

#### (5)確定通知の発送

提出書類を区で内容審査し、「助成金交付額確定通知書」を発送します。

#### (6)返金 ※助成金が余った場合のみ

確定後、区への返金(戻入)が生じる場合には区役所1階みずほ銀行にて返金手続きが必要です。

4階地域活動推進課で返金のための納付書をお渡します。

実績報告書の提出 → (区で確認) → 交付額確定通知と納付書の交付 → みずほ銀行にて入金

## 5. 助成金【確定払申請】申請方法と一連の流れ

助成金の「確定払申請」とは、事業実施した後に助成金の交付を受ける方法です。  
事業実施後に①～③の申請書等一式を提出するだけで、申請が完了します。  
※この方法では、④～⑥の報告書類の提出は不要です

### (1)申請(兼報告)

#### <申請方法>

#### 1. 電子申請(メールで申請)



申請書類一式(Excel 様式)は、区ホームページに掲載予定です。  
※公開時期:9月頃を予定しています。

#### 2. 電子申請による提出が難しい場合



窓口申請(区役所4階窓口 地域自治推進係または区民活動センター運営委員会事務局)  
①～③の申請書等一式をご記入いただき、紙でご提出ください。

	電子申請(メール) <a href="mailto:tiikijiti@city.tokyo-nakano.lg.jp">tiikijiti@city.tokyo-nakano.lg.jp</a>	窓口申請(紙) 今年度配布するものを使用してください。
提出書類	中野区ホームページから Excel をダウンロード (9月頃に公開予定) 🔍「 <a href="#">中野区 町会・自治会 公益活動推進助成制度</a> 」 と検索	①助成金交付申請書(第1号様式) ②事業等計画書兼報告書 ③請求書兼支払金口座振替依頼書 *通帳のコピー添付をお願いします。
期限	2027年3月12(金曜日) ※期限に間に合わない場合は、ご連絡ください。	

### (2)交付決定(確定)通知書の交付

提出書類を区で内容審査し、「助成金交付決定通知書」が発送されます。  
助成金交付決定(確定)通知書の発送後、約4週間で助成額が振り込まれます。

## 6. 助成対象となる経費例

助成の対象となる経費は、次の①～③をすべて満たすものです。

- ①助成対象となる事業を実施するために必要なもの
- ②申請する事業の実施期間内に支払うもの(令和8年4月1日～令和9年3月31日までのもの)
- ③対象経費に該当するもの。

(注)助成対象経費になるかどうかについて、ご不明な場合は事前にお問い合わせください。

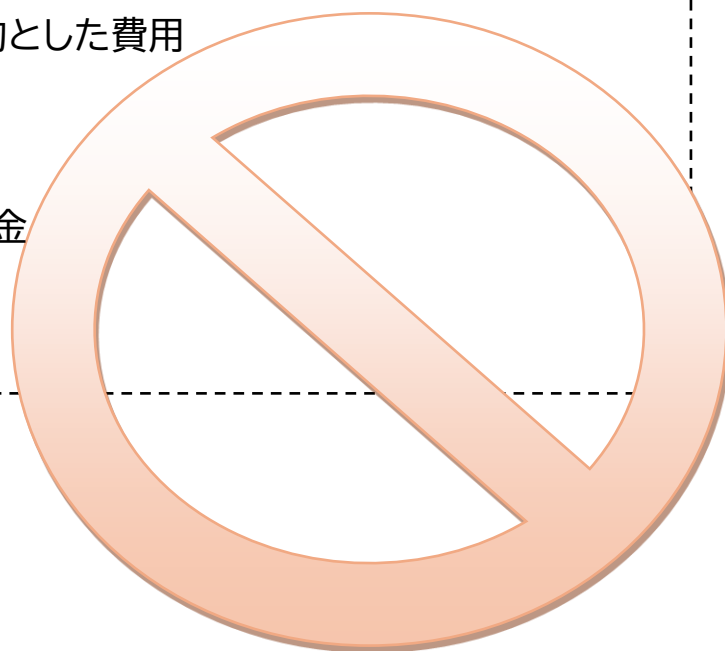
<p><b>1. イベントの開催・運営費</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・物品・機材・材料・景品の購入費 (ナカペイや区内共通商品券を含む)</li> <li>・参加者や従事者の保険料</li> <li>・バス研修等の交通費 (借上げバス代、駐車場代、高速道路料金 等)</li> </ul>	<p><b>2. 会場設営・運営関連費</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会場使用料</li> <li>・舞台・会場の設営および撤去に係る委託費</li> <li>・必要な機材等の借上げ費用</li> <li>・講師・専門家等への謝礼金</li> <li>・地域伝統芸能団体等の出演謝礼</li> </ul>
<p><b>3. 地域活動・見守り活動等に伴う費用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通安全運動に係る費用</li> <li>・歳末夜警活動に係る費用</li> <li>・敬老祝い・入学祝いに係る費用</li> </ul>	<p><b>6. 会議・打合せ等の経費</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会議室使用料</li> <li>・会議・打合せ時の飲料・軽食代</li> <li>・印刷代</li> </ul>
<p><b>4. 役務費・手数料等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・銀行振込手数料、代引き手数料</li> <li>・郵送・運送料</li> <li>・クリーニング代</li> <li>・各種サービス利用料</li> </ul>	<p><b>5. 町会事務所の運営経費</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・光熱水費</li> <li>・事務用品費</li> <li>・維持管理費(簡易な工事費を含む)</li> <li>・その他、運営に必要な経費</li> </ul>
<p><b>7. 広報活動費</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・チラシ、パンフレット、広報誌の制作費</li> <li>・掲示板等の制作費</li> <li>・ホームページやSNSツールの運用費</li> <li>・アプリケーション利用料</li> </ul>	<p><b>8. グッズ作成費</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町会名入りグッズの制作費 (Tシャツ、帽子、ジャンパー、のぼりなど)</li> </ul>

助成金で申請する経費は、領収書の提出は不要ですが、町会・自治会宛の領収書の保管は必要です。

※詳しくは、P. 12をご確認ください。

## 7. 助成対象外となる経費 \*必ずご確認ください

- × 領収書に町会・自治会名が記載されていない費用
- × 新年会、忘年会などの親睦を目的とする飲食費(喫茶店なども含む)
- × 高額な弁当代や高額な飲料代
- × 防犯協会、交通安全協会、清掃協力会などへの会費・分担金
- × 金券(ナカペイと区内共通商品券に限り対象)
- × 祭礼と記載のある行事・玉串料
- × 寄附金・慶弔費・義援金・各種募金(募金委員会、日赤、社協)
- × 備蓄や備品の購入のみを目的とした費用
- × 他の助成金と重複した費用
- × 講師・専門家への高額な謝礼金
- × 町会内部への謝礼金



次のページより紙で提出される場合の参考記入例になります。  
Excel データの入力方法は、Excel 内に記載しております。  
その他ご不明な点等ございましたらご連絡ください。

## 8. 申請書の記入例

第1号様式(第5条関係)

### 助 成 金 交 付 申 請 書

令和 年 月 日

中 野 区 長 あて

	団 体 名	地域自治会	▼リストから選択
会長宅の住所を中野区から記入	住 所	中野区中野4-11-19	
	代 表 者 名	推進 太郎	
提出者の名前を記入	連絡担当者	地域 活子	
提出者の連絡先を記入	電 話	03-3228-8921	

中野区町会・自治会公益活動推進助成要綱に基づき、助成金の交付を申請します。

- 1 交付申請額 金 844,400 円
- 2 事業目的 公益活動の推進を図り、豊かな地域社会を実現する。
- 3 添付書類 事業等計画書

# 事業等計画書

## 1 限度額(2 地域自治活動 + 3 区政協力活動)

@210円 × 3,545世帯	A	744,400 円
-----------------	---	-----------

## 2 地域自治活動

実施時期	事業内容	所要額
8年 6月	ラジオ体操(参加賞・雑費等)	80,000 円
8年 10月	ハロウィンイベント(イベント運営費一式)	200,000 円
9年 1月	餅つき大会	100,000 円
事業内容の記載のみで問題ありません。 経費内訳を書く場合は、所要額と相違がないようにしてください。		円
年 月	この金額を目安に、事業内容をご記入ください。	円
計		380,000 円
上限額	A (限度額) - E (区政協力活動)	C 348,820 円
申請額	B又はCのうち金額の少ない方	D 348,820 円

※3分の2がなくなりました!

## 3 区政協力活動

びん・缶回収	@1,440円 × 127か所	182,880 円
区の広報協力	@60円 × 3,545世帯	212,700 円
申請額		E 395,580 円

各町会・自治会で把握している拠点数と大きく異なる場合はご連絡ください

チェックしてください

4 加入促進及び地域交流促進活動助成金

申請します  申請しません

限度額	100,000 円
-----	-----------

※地域自治活動+区政協力活動 に上乗せ

5 加入促進及び地域交流促進活動助成金

実施時期	事業内容	所要額
8 年 10 月	町会Tシャツ	40,000 円
9 年 3 月	公式LINE運営費(年間)	66,000 円
年		円
年 月		円
年 月		円
計		F 106,000 円
加入促進申請額	F又は100,000円のうち金額の少ない方	100,000 円
	100円未満切捨て	G 100,000 円

事業内容の記載のみで問題ありません。  
経費内訳を書く場合は、所要額と相違がないようにしてください。

6 申請額

地域自治活動及び 区政協力活動申請額	A又はD+Eのうち金額の少ない方	H 744,400 円
	100円未満切捨て	I 744,400 円
総申請額	I + G	J 844,400 円

請求書と口座振替依頼書を1つにしました！！

令和 年 月 日

中野区長 あて

団体名 地域自治会  
住所 中野区中野4-11-19  
代表者名 推進 太郎

### 中野区町会・自治会公益活動推進助成金 交付請求書

交付決定を受けた〇〇助成について、下記のとおり請求します。

請求額	金	844,400	円
-----	---	---------	---

### 支払金口座振替依頼書

中野区から私に支給される助成金は、下記口座に振込みをお願いします。

振込先金融機関		銀行			
		中野	信用金庫	区役所	支店
			信用組合		
			農協		
振込 口座	預金種別	普通	当座		
	口座番号	1234567			
	フリガナ	チキジ チカチヨクスイシタウ			
	口座名義	地域自治会 会長 推進 太郎			

## 9. 領収書の記載例(領収書は提出不要)

### ① 宛名は町会・自治会名を記入

交付決定通知書に記入されている町会・自治会名を正確にご記入ください。  
(実行委員会名、子ども会、個人名、略称は対象とできない場合があります。)

### ② 日付の記入

<助成金の対象期間>  
令和8年4月1日～  
令和9年3月31日まで

### ③ 金額、但し書きの記入

○但し書きは、支払いの内容、単価、数量などが分かるようにご記入ください。  
「お品代」や空欄は原則不可です。  
○領収書に書ききれない場合は「〇〇一式」等として、別紙でレシートや納品書などを添付するなど、購入した内容がわかるようにしてください。

### 例① 領収書の場合

**領 収 書**

令和8年6月27日

地域自治推進係町会 様

**160,000 円**

但し、バス借り上げ代(@80,000×2台)として上記の金額正に領収致しました。

(株)〇〇観光  
〒100-0000 東京都〇〇区△△  
代表 〇〇 〇〇

**印**

収入  
印紙 **印**

④ 社印または担当者印が押印されているか

⑤ 金額が5万円を超えている場合  
収入印紙及び消印が必要です。  
\*不要な場合もあります。

### ① 宛名は町会・自治会名を記入

レシートの場合、空いているスペースに交付決定通知書に記入されている町会・自治会名をご記入ください。

### 例② レシートの場合

〇〇文房具店

地域自治推進係町会 様

2026年7月13日(水) 〇時〇分

**領収書**

メモ帳	¥1,500
@150×10個	
ペン	¥5,000
@250×20本	
小計 2点	
<b>合計</b>	<b>¥6,500</b>

### ③ 金額、但し書きについて

レシート内に申請外の経費や対象外の経費が含まれる場合は、該当の経費のみ赤でマルを付けてください。

④ レシートの場合、会社印や担当者印は不要。  
⑤ この例では5万円未満のため収入印紙不要

世帯数×210円

+ 加入促進及び地域交流促進活動助成金

番号	町会・自治会名	(A)限度額	(C)事業助成額	世帯数	びん・年	びん・年費	広報協力費	(E)協力費計
1	神明本三町会	605,600	226,640	2,884	143	205,920	173,040	378,960
2	弥生町三丁目町会	344,600	119,420	1,641	88	126,720	98,460	225,180
3	弥生町五丁目町会	477,500	186,980	2,274	107	154,080	136,440	290,520
4	栄一町会	253,200	80,040	1,206	70	100,800	72,360	173,160
5	栄町通二丁目町会	322,500	145,380	1,536	59	84,960	92,160	177,120
6	南台二丁目前原町会	340,600	126,640	1,622	81	116,640	97,320	213,960
7	多田町会	532,300	216,040	2,535	114	164,160	152,100	316,260
8	新山通町会	320,000	133,520	1,524	66	95,040	91,440	186,480
9	南台四丁目東町会	257,000	102,920	1,224	56	80,640	73,440	154,080
10	南台四丁目西町会	256,400	122,660	1,221	42	60,480	73,260	133,740
11	八島自治会	327,600	137,520	1,560	67	96,480	93,600	190,080
12	南台五丁目町会	238,900	101,500	1,138	48	69,120	68,280	137,400
13	弥生六南台町会	188,300	78,320	897	39	56,160	53,820	109,980
14	コーシャハイム中野弥生町自治会	105,000	76,440	404	3	4,320	24,240	28,560
15	弥生町一丁目東町会	394,500	132,000	1,879	104	149,760	112,740	262,500
16	弥生町二丁目町会	635,000	259,160	3,024	135	194,400	181,440	375,840
17	弥一向台町会	494,100	275,160	2,353	54	77,760	141,180	218,940
18	本一相生町会	387,400	165,820	1,845	77	110,880	110,700	221,580
19	東郷町会	370,000	177,880	1,762	60	86,400	105,720	192,120
20	道玄町会	488,600	219,380	2,327	90	129,600	139,620	269,220
21	朝日ヶ丘町会	303,600	124,680	1,446	64	92,160	86,760	178,920
22	中本一町会	266,000	135,260	1,267	38	54,720	76,020	130,740
23	本町通二丁目町会	258,700	127,180	1,232	40	57,600	73,920	131,520
24	本三西町会	317,700	133,320	1,513	65	93,600	90,780	184,380
25	塔ノ山町会	363,000	198,780	1,729	42	60,480	103,740	164,220
26	本二宮前町会	515,100	234,000	2,453	93	133,920	147,180	281,100
27	宮一町会	223,200	103,260	1,063	39	56,160	63,780	119,940
28	宮二町会	249,200	101,660	1,187	53	76,320	71,220	147,540
29	東一東町会	417,000	198,480	1,986	69	99,360	119,160	218,520
30	氷川町会	542,800	239,380	2,585	103	148,320	155,100	303,420
31	上ノ原町会	289,500	110,280	1,379	67	96,480	82,740	179,220
32	中野一丁目町会	663,800	348,860	3,161	87	125,280	189,660	314,940
33	小淀東町会	209,700	97,920	999	36	51,840	59,940	111,780
34	小淀西町会	314,300	146,720	1,497	54	77,760	89,820	167,580
35	高根町会	254,100	95,100	1,210	60	86,400	72,600	159,000
36	十代田町会	601,000	314,080	2,862	80	115,200	171,720	286,920
37	宮早町会	415,800	220,680	1,980	53	76,320	118,800	195,120
38	西町町会	413,400	211,740	1,969	58	83,520	118,140	201,660
39	鍋橋町会	525,400	255,760	2,502	83	119,520	150,120	269,640
40	新中野町会	642,600	312,120	3,060	102	146,880	183,600	330,480
41	本町通六丁目町会	411,800	226,460	1,961	47	67,680	117,660	185,340
42	上町町会	434,900	189,680	2,071	84	120,960	124,260	245,220
43	仲町町会	295,000	114,220	1,405	67	96,480	84,300	180,780
44	桃園町会	559,200	206,460	2,663	134	192,960	159,780	352,740
45	宮桃町会	390,300	165,000	1,859	79	113,760	111,540	225,300
46	宮三町会	221,500	93,400	1,055	45	64,800	63,300	128,100
47	中野駅前南口町会	489,000	205,260	2,329	100	144,000	139,740	283,740
48	橋場町会	472,500	213,660	2,250	86	123,840	135,000	258,840
49	田町自治会	78,000	52,980	81	14	20,160	4,860	25,020
50	東中野五丁目小瀬町会	756,200	409,100	3,601	91	131,040	216,060	347,100
51	東中野四丁目町会	649,300	341,380	3,092	85	122,400	185,520	307,920
52	文圃町会	310,800	135,600	1,480	60	86,400	88,800	175,200
53	天神自治会	334,300	165,340	1,592	51	73,440	95,520	168,960
54	打越町会	386,800	199,960	1,842	53	76,320	110,520	186,840
55	昭一文化会	299,400	134,640	1,426	55	79,200	85,560	164,760
56	昭二町会	346,000	199,600	1,648	33	47,520	98,880	146,400
57	昭三自治会	541,100	302,960	2,577	58	83,520	154,620	238,140
58	桜山町会	295,800	113,340	1,409	68	97,920	84,540	182,460
59	上高田東町会	425,000	220,040	2,024	58	83,520	121,440	204,960
60	上高田共和会	500,200	211,840	2,382	101	145,440	142,920	288,360
61	上高田北町会	445,800	203,220	2,123	80	115,200	127,380	242,580
62	上高田隣人協力会	433,800	211,920	2,066	68	97,920	123,960	221,880
63	上高田高層団地町会	105,000	80,340	363	2	2,880	21,780	24,660
64	都営上高田アパート第1自治会	78,000	60,660	217	3	4,320	13,020	17,340
65	上高田二丁目町会	615,500	285,560	2,931	107	154,080	175,860	329,940
66	新井東町会	408,400	186,580	1,945	73	105,120	116,700	221,820
67	新井西町会	384,000	186,420	1,829	61	87,840	109,740	197,580
68	新井南町会	572,400	263,400	2,726	101	145,440	163,560	309,000
69	新井北町会	668,200	278,560	3,182	138	198,720	190,920	389,640
70	新井中町会	445,800	206,100	2,123	78	112,320	127,380	239,700
71	沼袋町会	862,200	348,000	4,106	186	267,840	246,360	514,200
72	沼袋親和会	787,500	349,380	3,750	148	213,120	225,000	438,120
73	江古田四丁目町会	913,000	316,600	4,348	233	335,520	260,880	596,400
74	松が丘片山町会	685,800	270,960	3,266	152	218,880	195,960	414,840
75	江古田一丁目町会	477,500	127,940	2,274	148	213,120	136,440	349,560
76	江原町町会	1,085,900	408,440	5,171	255	367,200	310,260	677,460
77	旭公民館町会	794,200	335,440	3,782	161	231,840	226,920	458,760
78	江古田住宅自治会	105,000	21,360	338	44	63,360	20,280	83,640
79	丸山町会	635,200	236,260	3,025	151	217,440	181,500	398,940
80	野方北町会	852,100	359,500	4,058	173	249,120	243,480	492,600
81	野方南自治会	741,500	305,000	3,531	156	224,640	211,860	436,500
82	野方一丁目南町会	566,500	279,340	2,698	87	125,280	161,880	287,160
83	野方東町会	367,000	161,320	1,748	70	100,800	104,880	205,680
84	野方二丁目町会	703,700	305,360	3,351	137	197,280	201,060	398,340
85	大和町東町会	445,200	220,080	2,120	68	97,920	127,200	225,120
86	大和町西部自治会	924,400	438,520	4,402	154	221,760	264,120	485,880
87	大和町北協和会	504,200	272,300	2,401	61	87,840	144,060	231,900
88	大和町中町会	421,400	217,460	2,007	58	83,520	120,420	203,940
89	大和町一和町会	105,000	63,180	337	15	21,600	20,220	41,820
90	若宮一丁目町会	463,400	189,860	2,207	98	141,120	132,420	273,540
91	鷹南自治会の会	610,800	289,380	2,909	102	146,880	174,540	321,420
92	若宮三丁目町会	794,200	365,680	3,782	140	201,600	226,920	428,520
93	鷹宮都営住宅自治会	137,900	69,680	657	20	28,800	39,420	68,220
94	白鷺町会	744,400	348,820	3,545	127	182,880	212,700	395,580
95	鷹宮三丁目町会	1,077,900	443,040	5,133	227	326,880	307,980	634,860
96	鷹宮四丁目町会	426,300	176,340	2,030	89	128,160	121,800	249,960
97	鷹宮六丁目南部町会	210,600	75,540	1,003	52	74,880	60,180	135,060
98	白鷺三丁目町会	311,200	131,560	1,482	63	90,720	88,920	179,640
99	若宮三丁目アパート自治会	78,000	65,400	114	4	5,760	6,840	12,600
100	都営白鷺一丁目第四アパート自治会	78,000	66,120	78	5	7,200	4,680	11,880
101	鷹宮六丁目町会	207,600	84,900	989	44	63,360	59,340	122,700
102	都営大和町四丁目アパート自治会	78,000	70,320	104	1	1,440	6,240	7,680
103	鷹宮西住宅自治会	117,100	36,100	558	33	47,520	33,480	81,000
104	都営白鷺一丁目第二アパート自治会	78,000	74,940	51	0	0	3,060	3,060
105	北鷺町会	1,201,400	460,700	5,721	276	397,440	343,260	740,700
106	上鷺宮四丁目町会	304,500	128,220	1,450	62	89,280	87,000	176,280
107	上鷺宮五丁目町会	407,800	109,840	1,942	126	181,440	116,520	297,960